

中央区自転車活用推進計画策定委員会設置要綱

5 中環交第 20 号

令和 5 年 4 月 26 日

(設置)

第 1 条 自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）第 11 条の規定に基づく中央区自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、中央区自転車活用推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 自転車ネットワーク計画の策定に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 24 人以内をもって構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会を初めて開催する日から計画を策定したときまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定足数及び表決)

第 7 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 委員会は原則として公開とする。ただし、委員長が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、事務局が行うこととし、環境土木部交通課が担当する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。

- 2 この要綱は、計画が策定された日をもって効力を失う。
- 3 委員の委嘱のための手続その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

中央区自転車活用推進計画策定委員会 構成員

区 分	専門分野、役職等
学識経験を有する者	都市交通分野
道路管理者	国土交通省東京国道事務所交通対策課長
	東京都建設局第一建設事務所管理課長
交通管理者	警視庁中央警察署交通課長
	警視庁久松警察署交通課長
	警視庁築地警察署交通課長
	警視庁月島警察署交通課長
住民の代表	京橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会会長
	月島地域町会連合会会長
自転車関連事業者	一般社団法人日本シェアサイクル協会
	東京都自転車商協同組合中央支部
	一般社団法人自転車駐車場工業会
交通事業者	東京都交通局総務部企画調整課長
	日立自動車交通株式会社
中央区	防災危機管理室長
	区民部長
	都市整備部長
	教育委員会事務局次長
	環境土木部長
	環境土木部交通課長
	環境土木部水とみどりの課長
	環境土木部道路課長
	環境土木部副参事（交通安全対策・特命担当）